

お済み
ですか？

消費税率引き上げ対策 Q & A

第10回「最終回」 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)の概要

米田正美 中小企業診断士・
税理士事務所 (青葉区錦町)
税理士 米田 貴光 氏

2023年10月1日より、取引の内容を明確化し、消費税制度を利用した益税を防止する目的の下、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入される予定です。適格請求書はインボイスとも呼ばれ、納品書や送り状、請求書の役割を担う書類で、明細ごとの適用税率や消費税額の記載が義務付けられています。記載すべき事項などを正しく理解し、対応していくことが重要です。

「適格請求書等保存方式」とは

消費税の課税事業者が発行する適格請求書に記載された税額のみが控除できる仕入税額控除の方式を言います。2023年10月1日より、原則として消費税の課税事業者の仕入税額控除には、適格請求書の保存が必要となります。適格請求書とは、図2に記載した必要項目が全て記入された書類です。

図1. 適格請求書のイメージ

株式会社 請求書			
××年 11 月分			
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮			
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象	合計	87,200 円	
(10%対象 40,000 円	うち消費税	7,200 円	
(8%対象 40,000 円	消費税	4,000 円	
			消費税 3,200 円
△△株式会社			
登録番号 T1234567890123			

図2. 請求書等の記載事項の比較

請求書等	記載項目
1 現行の請求書等	請求書発行者の氏名または名称
	取引年月日
	取引内容
	対価の額
	書類の交付を受ける者の氏名または名称
	軽減税率の対象品目である旨
	税率ごとに合計した対価の額
	登録番号
	税率ごとの消費税額
	消費税率
2 区分記載請求書等	
3 適格請求書等	

なお、適格請求書は、消費税の免税事業者は発行できません。免税事業者からの仕入税額控除については、2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の50%のみ認められる経過措置が適用されます。消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書の保存が原則必要となることから、免税事業者は取引から排除される可能性があります。そのため免税事業者の場合には、適格請求書発行者の登録を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」を提出

して、まず課税事業者になる必要があります。適格請求書発行者への登録手順
適格請求書等は、登録番号の付与された事業者のみ発行が可能です。登録番号の付与を受けるためには、所轄税務署長に消費税の課税事業者として登録申請が必要です。実際の登録手順は左図のような流れになります。

図3. 適格請求書発行者登録までの流れ

1. 登録申請書を納税地の所轄税務署長宛に提出する
2. 税務署によって登録申請書が審査される
3. 問題がなければ適格請求書発行者として登録され、国税庁ホームページに公表される
4. 税務署から書面で登録された旨の通知が届く

なお、申請受け付けは2021年10月1日から開始となります。制度導入に間に合わせるためには2023年3月31日までの申請が必要となりますので、ご注意ください。

消費税額の把握

消費税の免税事業者の方にとっては、消費税の課税事業者となることで、消費

税負担が増えると思われる。そのため国税庁のホームページ等の消費税の申告書に記入を行い、あらかじめ消費税の納税額を予想することをすすめします。また、従来の申告に加えて、消費税の確定申告書作成のため記帳業務が増えること予想されます。消費税は原則課税のほか、一定の事業者の方は簡易課税制度を選択することもできますので制度を理解したうえで対策が必要です。

1月号から全10回にわたり、軽減税率制度や適格請求書等保存方式など、消費税引き上げに伴い導入される新たな制度の概要、変更点について解説してきました。今までのポイントをまとめますと、

- ① 軽減税率と標準税率の内容をよく理解すること
- ② レジや請求書などハード面も含めた準備が必要であること
- ③ 税制のみならず、経営面での対策をしっかりと準備すること
- ④ これらを踏まえて、会社全体で取り組むこと

以上の4点が今後の経営におけるカギとなります。来たるべき将来に備え、商工会議所の専門家相談などを活用しながら、あらかじめ対策を立てることが必要となります。また、実際に導入した後も、専門家に相談しながら、新しい税制にしっかりと対応していくことを心掛けましょう。

短い連載ではありましたが、少しでもお役に立てれば幸いです。誠にありがとうございました。

経営支援チーム
(TEL 265-8127)

Check List

消費税率引き上げ対応 チェックリスト

- 軽減税率の制度 (税率、適用時期) について確認しましたか?
- 軽減税率の対象品目を確認しましたか?
- 軽減税率制度に対応したわかりやすい価格表示について検討しましたか?
- 軽減税率制度導入により変更となる事務処理の内容を確認しましたか?
- 区分記載請求書等保存方式について確認しましたか?
- 適格請求書等保存方式について確認しましたか?
- 仕入の税額計算の特例の一つ、簡易課税制度について確認しましたか?
- 消費税率引き上げ後の資金繰りや納税額の増加に注意が必要なことを理解しましたか?
- 主な「経過措置」の内容と時期を理解しましたか?
- 消費税率引き上げと軽減税率制度への従業員の理解に向けた教育は実施しましたか?

